

---

# 地域的人権条約における国際手続きの展開

## 欧州人権条約を中心に

徳川 信治  
Tokugawa Shinji

---

### はじめに

国際連合総会において世界人権宣言が採択され、2018年に70周年を迎えた。現代では国際司法裁判所（ICJ）が、本来「すべての国の関心事」であり「そこに含まれる権利の重要性からすべての国がその保護に法的利益をもつ」<sup>(1)</sup>ものとして、国家が国際社会全体に対して負うべき対世的義務のひとつに、人権尊重を位置づける。こうした人権の普遍化の動きがある一方、地域の社会的・構造的な特色を反映した地域的人権条約<sup>(2)</sup>が存在する。

人権の普遍化を追求する国連からすれば、地域主義的動きは普遍化への挑戦となり必ずしも好意的とはならない。しかし、国連による国際人権規約採択が、欧州人権条約採択に約15年遅れ、米州人権条約採択とはほぼ同時期であることからすれば、人権保障を語るにあたり、これらの地域的人権条約の存在を無視することはできない。またこの地域的人権条約の最大の特徴は、超国家的な性格あるいは憲法的な統合に向かう過程のなかで、裁判所機能を誕生させた点である。

本稿では、地域的人権条約にみる国際手続きについて、欧州人権条約を中心に、とりわけ欧州人権裁判所（以下、「裁判所」と言う）の手続きとその営みの特徴的な点に焦点を絞り、検討を試みたい。

### 1 地域的人権条約の採択とその後の権利の豊富化

欧州人権条約（以下、「条約」と言う）をはじめ、地域的人権条約は、その条約を生み出す社会的共通基盤が必要であり、地域的機構の存在を前提とする。例えば、欧州評議会は、その加盟国が「法の支配の原則と自国の管轄下にあるすべての人の人権と基本的自由の享有の原則を受諾」することを要件とし、その下で作成された条約は、欧州評議会加盟国がもつ法の支配や人権という「共通の遺産」に基づき、加盟国間のより強い統一の達成であること、そのためそれを追求する方法のひとつが人権および基本的自由の維持およびいっそうの実現であるとする。

この欧州評議会の目的達成のため当初自由権を中心に策定された条約は、条約の展開とその受容、さらにはそれを支える地域の社会的変化を基礎としつつ新たな権利を登場させた。1954年には早くも第1議定書によって、締約国間で対立のあった財産権や経済的発展的段階の差異があるものの、教育に関する権利といったいわゆる社会権を新しく追加した。その後、

移動の自由、国民の追放の禁止、外国人の集団的追放の禁止、追放の手続き的保障等が追加されている。さらに条約の既存実体的権利を豊富化する議定書も登場した。第6議定書を経て第13議定書は完全な死刑廃止を実現し、第12議定書は、条約14条が定める「この条約に定める」という文言を撤廃し、すべての権利・自由の差別を禁止した。

## 2 欧州人権裁判所の展開

### (1) 個人通報中心の手続きへ

当初欧州人権条約は、裁判所への提訴権者を条約機関たる人権委員会および締約国に限定し、個人申立ては人権委員会に限定していた。1998年第11議定書の発効は人権委員会と裁判所の統一と、裁判所への直接個人申立てを実現し、現在では裁判所は、国際裁判所における個人の参加に関し、人権基準の適用の面においては、手続き的にはほとんど完全とも言える程度にまで達成されているとされる<sup>(3)</sup>。

その他の地域的人権裁判所も、被害者個人がその救済を求める国内裁判手続きモデルに近づきつつある。例えば米州人権条約は、そもそも欧州人権条約とは異なり、人権委員会への個人申立て手続きが締約国に義務的なものとされ<sup>(4)</sup>、米州人権裁判所への提訴は認められていなかった<sup>(5)</sup>。現在では規則改正が行なわれ、個人参加が認められるが、手続き上主張と証拠を裁判所に提示するにとどまる<sup>(6)</sup>。アフリカ人権憲章においても、2005年に発効したアフリカ裁判所設立議定書により、個人申立てを認めるアフリカ人権裁判所<sup>(7)</sup>が設立されている<sup>(8)</sup>。

### (2) 裁判所による人権基準の拡大：「確保」義務の展開

個人申立て審理が中軸となれば、具体的訴訟審理が求められ、それは必然的に、裁判所の活動の下、地域的人権条約実体規定の規範・基準の精緻化を進めることになる。その活動の下、欧州人権条約は「生ける文書」として位置づけられ、発展的解釈が行なわれてきた<sup>(9)</sup>。条約1条は、締約国は「その管轄内にあるすべての者に対し、〔条約上の〕権利及び自由を保障（secure）する」ことを約束する。この条約一般規定は、国家の一般的義務としての実効的な国内実現義務を想起させることから、従来想定していなかった確保義務が強調されるようになった<sup>(10)</sup>。こうした動きは、米州人権条約一般的義務に関し、ベラスケス・ロドリゲス事件において米州人権裁判所でも同様であり、「締約国は、条約によって認められる権利のいかなる侵害に対しても防止し、調査しかつ処罰しなければならず、侵害によって生じた損害に対する補償を行」<sup>(11)</sup>なうことが条約上の実体的権利を「確保する」ことであるとする。こうした権利の実効性を求める流れは、裁判所の管轄範囲や具体的な実体的権利内容に大きく影響したのである。

### (3) 条約適用空間・領域的管轄の拡大

条約1条は、「その管轄内にあるすべての者に対し」権利を保障することを定める。米州人権条約1条も同様の規定をもつ。一般に条約一般規定に領域限定がなくとも、条約法条約29条に基づき、当該条約適用は領域性を原則とする。ただ例外があり、例えば、他国による支配が実態的にも及ばない占領地あるいは大使館内は、基本的に当該国の管轄下にある空間であり、よって当該地域の行為は領域外であったとしても、当該国家に責任が発生しうる。そ

の限りにおいて、ICJも認めるように、人権諸条約はその目的に照らし域外適用が認められ、当該国家の人権保障義務を生ぜしめる<sup>(12)</sup>。

他方で、締約国が関与しない領域外の人権侵害に対して、締約国が人権基準に基づく考慮を求められることがある。例えば、国連および各地域が採択した拷問等禁止条約は、引渡し・追放等にかかわる追放先等の人権状況も射程に収めるが、地域的人権条約にはその採択当時同様の義務があるとは必ずしも言えなかった<sup>(13)</sup>。しかしながら、裁判所は、ゼーリング事件で拷問禁止の一般規定からこれを導き出し、殺人容疑者の独青年の米国への引渡しの当否にかかわり米国における人権状況を考慮に入れることを締約国に求めたのである<sup>(14)</sup>。

さらに、ヒルシ事件<sup>(15)</sup>は、条約を公海上の人権問題にまで適用した。移民等が乗る船舶を発見したイタリアが、その船舶のたんこうせい堪航性に問題があるとして、軍艦等に乗り移らせ、そのまま出発地国であるリビアに連れ戻したことが、非人道的待遇や外国人の一括送還の禁止に違反するとした。その際移民等に難民審査の機会等を与えなかったが、本人の政治的庇護の申請がなくとも送還先の人権状況を考慮する必要があるとしたのである<sup>(16)</sup>。かかる態度は、米州人権委員会<sup>(17)</sup>、拷問禁止委員会<sup>(18)</sup>も同様であった。国際法が国際秩序の安定化と国際社会の共通利益の実現として管轄権の地理的拡張を承認しているとすれば、こうした管轄権の拡張は、その下で行なわれる権限行使に関連して人権尊重を承認せざるをえないとするための規範的引き金となりうるであろう。

とはいえ、公海はその地理的性質上どの国にも属さず、公海自由の原則の下、旗国主義に基づく管轄権行使を想定し、領域とは異なる独自の法体系が整備されていた。そこでは海上における捜索救助条約等の運用や捜索活動および救助活動の義務は、地理的要因によって人道的観点から語られ、人権尊重と接合して語られたわけではなかった。そのため、公海上の締約国の行動は、その法体系の独自性と条約適用の領域性を前提として、条約の適用除外を狙ったものと言える。かくして域外適用という条約の規範的進展は、領域外へ個人を追いやる状況を生み出し<sup>(19)</sup>、海洋における人道上の措置が人権尊重回避のための消極的根拠として活用される危険性をも有するとも言える。その意味では、条約の域外適用を肯定したとしても、その根拠となる当該個人が措置実施国の「管轄」下にあることの基準に影響を与えうることとなる。

#### (4) 実体的権利の手続き的保障

個人申立てを中核とする国際手続きにおける裁判所の活動は、個人救済および再発防止を望めば望むほど、国家の裁量を制約的に判断することになり、いっそう国内手続きや規範の是正の促進を要求することになる<sup>(20)</sup>。それは、条約一般的規定が「尊重」義務のみならず、権利の実効性を求める「確保」義務を要求するとされたことによる。この状況では、国家は、自らの管轄の下にある個人を、非国家主体の行為から保護することも求められる。特殊部隊によるテロ容疑者の射殺事件と生命に対する権利が争われたマッカカン事件<sup>(21)</sup>では、実体的権利の実効性を確保するため、国家には適切な措置をとる義務があるとされた<sup>(22)</sup>。それは、ひとつは確保責任・結果の義務を求めるものであり、それが可能でない場合には、その手続き的要請として、国内における実効的実施の確保と国家が被害者に対する説明責任を果たす意

味としての調査義務、防止・回避義務が示された。その判決の本質は、手段の義務を明確にし<sup>(23)</sup>、国内法の実効的实施と因果関係の明確化を通じ、国家による正当化のこじつけ行為を否認することであった<sup>(24)</sup>。これは、実体的侵害が認定に至らなくとも、それとは区分された、申立人の主張の根源にある事実を明確にする実効的調査または司法審査手続きという手続き的問題を射程に入れたものとなる<sup>(25)</sup>。

かかる手続き的保障は、公平な裁判を受ける権利（条約6条）において、いっそうの展開をみせる。この権利が要求する「公平」性に着目して、条約文言に記載されていない手続き的保障を展開させ、詳細な基準を誕生させたのである<sup>(26)</sup>。公正と実効性を保障するものとして、民事上の権利の決定のための「裁判所へアクセスする権利」を条約6条1項が認めているかどうか争われたゴルダー事件<sup>(27)</sup>において、裁判所は、こうしたアクセスの保障が普遍的な法原則であり、かつ、国際法上も裁判拒否を禁ずる原則として表われているとし、またこの権利は6条1項の固有の要素であり、かつ、条約の目的に基づき6条1項の本質であるとした<sup>(28)</sup>。この裁判へのアクセス権は、法的安定性の確保のために必要なものとされ<sup>(29)</sup>、かくして公正な裁判は、実体的権利に対する国の関与に関する手続き的公平性を担保するものとして位置づけられ、条約上の権利全体の保護において内在する不可欠の存在となったのである。

#### (5) 実効的救済を受ける権利

実体的権利の手続き的義務の精緻化・強化の展開は、国内法秩序における被害者に対する救済の実効性に直結する<sup>(30)</sup>。条約13条は、「権利および自由を侵害された」被害者が救済を受ける権利を付与する。13条は、補完性原則を確認し、条約の権利侵害の訴えを国内レベルにおいて救済できる法制度を整備することを直接表現するものであるが<sup>(31)</sup>、判例上侵害の「現実の存在」ではなく、違反の主張を一応論証できることを要求することで足りる<sup>(32)</sup>。とはいえ、実体的権利の侵害可能性の存在を要件とする以上、単独では援用することのできない付随的権利として把握されてきた。

13条に基づく締約国の義務の範囲は、被害者の申立ての性質により異なるが、13条で要求されている救済は、実際にも法律においても「実効的」でなければならない<sup>(33)</sup>。その実効性は、前述の実体的権利に関連した実効的調査を求める手続き的義務よりも広く、単なる補償のみならず、責任者の特定と処罰、調査手続きにおける関係者の実効的なアクセスなどを含む、完全かつ実効的な調査を求めるものであった<sup>(34)</sup>。

さらに13条は、6条1項に密接に関連する。クドワ事件は、6条1項が13条を包摂するものではなく、13条が救済の実効性を求めるがゆえ、それよりも広い概念、そして実効的手続き的要件を提供するとし、6条1項違反の認定のうえに、さらに13条違反の審理を行なった<sup>(35)</sup>。また、実体的権利の明白な違反主張が、明白に根拠不十分であるとされた場合においても、13条違反可能性がいまだ残るとされる<sup>(36)</sup>。となれば、実効的救済を受ける権利を定める条約13条そのものが実体条項として機能することが認められることとなり、その意味で13条は、実効的救済を受ける権利の自律的権利とみなされるようになったのである。

かくして国内法秩序に対して、13条は「条約という国際法を淵源とする基準に各国法秩序の内的編成を服従させることを、単に事実上の効果として要求するものではなく、法的義務

として課そうとするもの」<sup>(37)</sup>と考えられたのである。

#### (6) 補完性原則・評価の余地の攻防

従来、欧州人権裁判所は、個人申立て制度では基本的に第4審ではなく、個別の権利の侵害を条約に基づき審理し、判決を下す。それ以降の人権の国内実現の具体化は、締約国の裁量に委ねる消極的な補完性原則が想定されてきた。他方、これまでみた人権基準の発展は、国内法構造に対する問題への裁判所の介入の積極性を示すこととなる。とりわけ裁判所と締約国との責任の適切な配分、補完性原則を表わしてきたとされた実効的救済を受ける権利は、個別的な手段のみならず、構造的要因を摘出し特別に非難するという機能に変化したことになる<sup>(38)</sup>。それは新しい権利の創出ではない旨裁判所は述べるが<sup>(39)</sup>、締約国に対する一般的・包括的な改善、法令改正など構造改革への着手を求めるものである。かくして人権の国際基準による国内法構造の均質化が志向されることとなる<sup>(40)</sup>。

そのことは、補完性原則に密接に関連し、ハンディサイド事件以降の判例において明らかにされてきた理論、評価の余地を縮減させる。評価の余地とは、条約制度が国家レベルでの人権保護の補完的なものであり、原則として国内のニーズと状況の評価は、国際裁判所よりも国内当局がふさわしいことを示唆するものである<sup>(41)</sup>。

第15議定書において、ブライトン宣言に基づき、補完性原則・評価の余地を条約前文に挿入する改正を行なった。欧州評議会ハイレベル会合も、2018年コペンハーゲン宣言14パラグラフにおいて、補完性原則の中核的要素として13条を挙げ、条約の第一義的な責任をもつのは締約国であるとする態度を示した。ここでは、各国の「憲法的伝統」と「国内事情」を考慮して国内的实施を行なう責任が締約国にあることを再確認することを意図していた<sup>(42)</sup>。他方裁判所は、それを判断するのは裁判所であると懸念を表明したのである<sup>(43)</sup>。評価の余地における条件として「ヨーロッパの監督 (European Supervision)」たる裁判所の判断に服することが強調されており、この裁判所の権限を保持しようとしたとみられるのである。実際には、締約国側の意図を示すこの文言は削除されたが、補完性原則に込められた意味は逆の対応を示していたのである。

### 3 欧州人権条約国際手続きの改編

#### (1) 激増する個人申立て

第11議定書発効および冷戦後民主化の過程をたどる東欧諸国の条約への加入により、裁判所での解決を望む個人申立ては激増し、裁判所はもはや自らの処理能力を超えた付託件数を抱えるようになった。個人救済を中心とする審理に忙殺されながらも、その1件あるいはある程度の申立て数の審理を経れば、その人権侵害を生み出す構造をあぶりだすことはできる。事実、裁判所に付託される約90%近い申立てが新たな条約解釈を要せず、国内救済手続きの非実効性をはじめとする、締約国内に存する法制度や慣行の欠陥に起因する反復的な事案となっていた。こうした状況の改善方法として、①申立て要件の厳格化、②審理手続きの迅速化、③適正な責任の配分の明確化、国内法令改正や国内防止・救済措置の充実、が考えられた。

## (2) 申立て要件の厳格化と審理手続きの迅速化

第14議定書は、審理の迅速化として受理可能性判断のための1人裁判官制や3人裁判官からなる委員会の導入等を図った。さらに、これまでの先例に基づく、不受理要件の追加（相当な不利益の未発生）等、受理可能性要件を狭めた。さらに、第15議定書は、35条1項に言う、申立て期間を国内手続きにおける最終の決定後6ヵ月から4ヵ月に短縮し、35条3項bに言う「申立人が、相当な不利益を被ってはいなかった場合」という不受理要件の例外として存在した「人権の尊重のために当該申立ての本案の審査が求められる場合はこの限りではない」とする但し書きを削除した。

## (3) パイロット判決手続きによる審理の迅速化

さらに裁判所自身が生み出した方策のひとつが、ブロニオヴスキ事件<sup>(44)</sup>で利用された、構造的問題を抱える多くの同種の事案の一括処理と解決を目指した、いわゆるパイロット判決手続きである<sup>(45)</sup>。裁判所は、相手国に対し、正当な満足など個別的措置のみならず、法律が条約に適合する修正など再発防止のため必要とされる一般的措置をパイロットとなる事案で指示する。その他の申立てについては、一般的措置の執行状況を判断しながら処理される。現在では執行に関連するさまざまな問題を検討するという点で、「パイロット」判決および「執行の利益を示唆する判決」による関連執行措置に関する判決など多様な方法による執行プロセスを編み出した。とはいえこの手続きは国際手続きを改編する議定書のなかに取り込まれてはいないのである。

## (4) 国内法令改正や国内防止・救済措置の充実

判決が出されるとその判決執行の監視は、政治的機関たる欧州評議会の閣僚委員会の任務である。政治的な圧力をもって判決執行に導くこの仕組みをいっそう制度化する必要があるとして、第14議定書は、閣僚委員会による判決解釈請求や不履行確認訴訟制度を導入し、裁判所による執行監視への関与を追加した。さらに閣僚委員会は、自らの監視手続きを反復事案の解決を中心とする手続きに改めていた<sup>(46)</sup>。

いっそう裁判所への付託を減らすには、国内裁判所で十分な救済が行なわれることが肝要である。締約国自らが条約適合性判断を容易にするため、第16議定書（2018年8月発効。ただし同議定書締約国にのみ適用）は、米州人権条約64条2項に定める自国国内法の条約適合性を確認する制度と、欧州連合（EU）司法裁判所先行判決手続きに類似する制度を用意した。国内手続き段階における条約実施を促進させるため、各締約国が指定する最高位の国内裁判所が、自らが抱える係属事案における条約解釈および適用に関する原則問題を裁判所大法廷に諮問する機能を追加したのである。この諮問機能は、裁判所と締約国との間における人権保障義務の「作業の論理的な分担」<sup>(47)</sup>として、大法廷による有権的指針（authoritative guidance）を示すものとされる。そのため、判例法の一部を形成する可能性を否定されないものの<sup>(48)</sup>、第三国に影響を与えず、かつ勧告的効力にすぎない。

## (5) 小 括

こうした手続き的改編は効果を上げており、2018年申立て件数が4万3000件にまで減少する効果をもたらした<sup>(49)</sup>。前述のように裁判所は、公平な裁判を受ける権利および実効的救済

を受ける権利に関する新たな解釈を誕生させ、締約国の義務違反を認定した。これにより、国内実施状況それ自体に内在する深刻な問題が理解され、条約違反を認定された国は多くの場合、法律の改正や行政慣行の是正などの一般的措置と呼ばれる措置をとってきた<sup>(50)</sup>。ただ、その行動が、条約上に課せられた法的義務に基づいていたかは別である。事実、裁判所が行ってきた2つの方策——ひとつは、個人救済を基本としながらも、条約の実体条項そのものの国家の義務の拡大と精緻化、もうひとつは、パイロット判決手続きのような一般的措置を明確に判示する手法——は、締約国の全面的支持を得ているわけではない。そのため、締約国による裁判所機能に対する改革は、実は締約国が条約制定権、解釈権限をもっていることによる抵抗、補完性原則、評価の余地といったこれまでの原則の確認による、裁判所の積極的な態度に対する制約にほかならない。現状の打開は、裁判所の権限を奪い、その機能を消極的に限定させることが最も効果的であるとするのである。

#### 4 個別解決型から構造問題解決型裁判への転換

第11議定書は、国家間申立てを中心とする紛争処理システムを、個人申立てを中核とする個人救済型を義務的手続きとする紛争処理システムへ転換するという紛争処理の構造転換を法的に明確にした。国家間申立てという相互監視を基軸とした秩序回復・維持機能、つまり客観的訴訟から、個別救済を核とする主観的訴訟へのシフトである<sup>(51)</sup>。これは秩序維持の早期警戒措置としての裁判所という当初の役割を先送りしたともみえる。ただ構造的問題を取り上げるべき国家間申立ては、相互監視を軸とした秩序形成という目的がありつつも、提訴国側の個別国家利益ではなく、共同体利益に基づく行動でない限り、本来的な機能を期待することは難しい<sup>(52)</sup>。

個人救済型訴訟への傾斜は、各国の人権保障に関する具体的・詳細な事案の検討を裁判所に余儀なくさせる。それに対応して、条約の確保義務の明確化、実体的規定の精緻化（手続き的権利化）を講じた裁判所判決は、各国の人権問題の構造性を見事に表現する。上述のように救済に対する義務変化は、まさに裁判所がその機能を保持して直面する人権問題を解決するためには避けて通れなかったと言えよう。裁判所は、それが条約のいずれかの条文に根拠をもつことを示してきたのである<sup>(53)</sup>。

ここで現われた構造上の問題とは、人権保障の観点からの人権秩序維持・形成である。そもそも条約が前文で集団的实施を求めていたように、地域的人権条約は、その地域における平和維持・回復を目的とする。しかし裁判所は、それを超えてその地域共通の、あるいは一体的な基準の創造まで人権の位置づけを強力に押し上げた。ここに条約の国際実施措置における、平和の破壊者たる他者に対する秩序維持機能から、人権の保障義務者としての自らに向けられた秩序維持機能の転換がみてとれるのである。

こうした機能転換は、条約の条文と一体化した人権基準総体として、締約国自身によって法的義務として受容されることが必要である。ただ構造上の問題解決には、条約採択時に自国の留保領域として保持してきた、各国の実情に応じた人権実現の裁量にメスが入られることとなる。国内法秩序の改編を伴う措置に対しては、時間的な問題のみならず、締約国自

身の能力を超えることもある。この点は個別的措置でも露呈しており、スコルディーノ（第1）事件<sup>(54)</sup>では再審理が示唆されたが、イタリアはこれには応じなかった。行政府の判断によって補償の支払いが可能であるものの、それを超える立法府による法改正、あるいは司法府判断の変更までは困難があることを示唆している<sup>(55)</sup>。

確かに閣僚委員会による監視活動の強化や第14・16議定書による判決執行促進の制度等、政治的なプロセスやあるいは包括的な秩序維持機能にかかわるプロセスが整備されてきた。締約国が受忍すべき外縁部分は埋まりつつある。ただ法的義務の受容という核心部分は、条約上の明確な文言はない。締約国は、実際の要請から、均質な人権秩序構築・維持機能の必要性を承服せざるをえないとしても、パイロット判決手続きを議定書に取り込まなかったように、他方で自らがその地域共同体に対して負うべき法的義務として受容することには躊躇してきたのである。

ブライトン宣言でも示されたように、第15議定書は、条約前文の改正が図られ、補完性原則そして裁判所の判例法によって示されていた評価の余地理論を明文化した。そもそも補完性原則は、条約実施の観点からすれば、国家こそが条約実現の第一義的責任を負うとする基本的な原則であり、国家主権事項を保持するために必要とされてきたものであった。第15議定書の前文の改正は、条約解釈にあたっての条約法条約31条2項に言う「文脈」として、裁判所の積極的判断に対する歯止めをかけるものとして、実際の裁判において活用されることになる。

### まとめにかえて

地域的人権条約は、その地域の国際機構が、共通関心事項を連帯して解決するため規範創設機能を発揮して採択された。規範のなかに込められた共通利益あるいは国際社会の一般利益の保護・促進は、それに対してどのような国際的履行確保制度を置くかに依存する。その場合においても、裁判所が法的拘束力を有するか否かという二分法ではなく、説得と圧力による事実上の方向付けが重要であり、その結果関連規定の解釈も事実上定まってくることになる<sup>(56)</sup>。

欧州人権条約をはじめ地域的人権条約は、その条約を生み出す社会的共通基盤の存在とその発展方向性に依拠して、これを人権公序として変化してきた。また地域的人権秩序という、人権の地域主義に基づく展開が、人権という戦後国際秩序において国際公益性が高く、より正統性のある目的を有する利益の保護、そしてそれを確保する義務を介在させて、その地域という空間を超えて地球規模に拡大しつつある。

救済が実際に行なわれるか否かは、裁判所の信頼性の維持、実効性の確保の観点からは重要な問題である。構造的な人権侵害の除去、つまり人権侵害の再発防止のための国内法構造を改善し、根本的に解決することを示唆することは、将来的かつ包括的解決を目指すことに力点が置かれていることにほかならない。現在、救済をめぐる国際と国内の協働、国際裁判所と国内裁判所の裁判官対話が重視されており、こうした取り組みがどのように変化をもたらすのか、注視しておきたい。



- (1) *Case Concerning Barcelona Traction, Light, and Power Company, Ltd, ICJ Reports 1970*, p. 32, para. 33.
- (2) 地域的人権条約は数多く存在するが、本稿では、欧州人権条約、米州人権条約およびアフリカ人権憲章の3条約を指すものとして使用する。
- (3) 小畑郁『ヨーロッパ地域人権法の憲法秩序化——その国際法過程の批判的考察』、信山社、2014年、112ページ。
- (4) 個人の提訴権者を被害者に限定していないことも特徴的である（44条）。
- (5) 他方、国家間申立ては選択的制度である。これは条約採択前から存在する人権委員会の活動が大きく影響し、政治的利用あるいは干渉目的で利用されるという濫用可能性を警戒したからであるとされる。田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』、岩波書店、1988年、179-180ページを参照。
- (6) 米州人権条約では、裁判所規則が数度改正され、賠償算定段階や人権委員会が人権裁判所に事案を移送する場合には個人が自身の法的主張と証拠を提示することが認められた。
- (7) アフリカ連合（AU）設立条約18条に基づき、アフリカ司法裁判所（Court of Justice of the African Union）を設置する議定書が採択されている（2009年発効）。さらにアフリカ人権裁判所とこのアフリカ司法裁判所を統合させ、アフリカ司法人権裁判所（African Court of Justice and Human Rights）を設置するAU設立条約の議定書が2014年採択された（Assembly/AU/Dec.529 [XXIII]）（未発効）。
- (8) 現在30カ国が批准しているが、34条6項に基づく個人訴権を受諾する選択条項受諾宣言は、8カ国にとどまる。EX. CL/999 (XXX), pp. 2-3.
- (9) 坂元茂樹『条約法の理論と実際』、東信堂、2004年、182-184ページ参照。
- (10) *Ireland v. UK, Application no. 5310/71, Judgment of 18 January 1978*, para. 239.
- (11) *Velásquez Rodríguez v. Honduras, Merits, Judgment, Inter-Am. Ct. H. R. [Inter-American Court of Human Rights] (ser. C) No. 4, para. 166 (July 29, 1988)*.
- (12) *Legal Consequence of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, ICJ Reports 2004*, p. 136.
- (13) 古谷修一「犯罪人引渡と請求国の人権保障状況に対する評価（一）」『香川法学』15巻4号。さらに国連犯罪人引渡しモデル条約3条(f)(g)等、公平な裁判を受ける権利も同様に考えられるようになってきている。
- (14) *Soering v. UK, Application no. 14038/88, Judgment of 7 July 1989*.
- (15) *Hirsi Jamaa and Others v. Italy, Application no. 27765/09, Judgment of 23 February 2012*. 石井由梨佳「海上不法移民に対する『押戻し』措置」『国際問題』674号（2018年9月）、31ページ。
- (16) 公海における適正手続き保障義務を肯定した。See, *Medvedyev and Others v. France, Application no. 3394/03, Judgment of 29 March 2010*.
- (17) *The Haitian Centre for Human Rights et al. v. USA, Case 10.675, Report No. 51/96, Inter-Am. Ct. H. R., OEA/Ser. L/V/II. 95 Doc. 7 rev. at 550 (1997)*.
- (18) *J. H. A. v Spain, CAT/C/41/D/323/2007*, 21 November 2008; *Fatou Sonko v Spain, CAT/C/47/D/368/2008*, 20 February 2012.
- (19) 阿部浩己「グローバル化する国境管理」『世界法年報』37号（2017年）、50ページ。
- (20) ルチュウス・ビルトハーバー（徳川信治訳）「EU、欧州人権条約および欧州における人権保障」『立命館法学』323号（2009年）、125ページ。
- (21) *McCann and Others v. UK [GC], Application no. 18984/91, Judgment of 27 September 1995*.
- (22) *Velásquez Rodríguez v. Honduras*, para. 172.
- (23) *Silih v. Slovenia [GC], Application no. 71463/01, Judgment of 9 April 2009*, para. 193.
- (24) Kara E. Irwin, “Prospects for Justice: The Procedural Aspect of the Right to Life Under the European Convention on Human Rights and Its Applications to Investigations of Northern Ireland’s Bloody Sunday,” *Fordham International Law Journal*, Vol. 22 (1998), p. 1825.

- (25) *Silih v. Slovenia* [GC], para. 159. 実質的な侵害が時間的管轄により除外された場合も、手続き的義務のみを審判対象として裁判所が検討できることを意味する。
- (26) 例えば日本における最高裁判所も、実効的救済確保のため、手続き的保障等の展開がみられるとする。笹田栄司『『人権の実効的救済』についての覚書』、佐藤幸治・泉徳治編『行政訴訟の活発化と国民の権利重視の行政へ』、日本評論社、2017年、126ページ以下参照。
- (27) *Golder v. UK*, Application no. 4451/70, Judgment (Plenary) of 21 February 1975.
- (28) *Golder v. UK*, para. 35.
- (29) *Kart v. Turkey* [GC], Application no.8917/05, Judgment of 3 Decembre 2009, para. 79.
- (30) *De Geouffre de la Pradelle v. France*, Application no. 12964/87, Judgment of 16 December 1992, para. 37.
- (31) *Kudła v. Poland* [GC], Application no. 30210/96, Judgment of 26 October 2000, para. 152.
- (32) *Boyle and Rice v. UK*, Application no. 9659/82, Judgment (Pienary) of 27 April 1988, para. 55.
- (33) *M. S. S. v. Belgium and Greece* [GC], Application no. 30696/05, Judgment of 21 January 2011, para. 288.
- (34) *Kaya v. Turkey*, Application no. 22729/93, Judgment of 19 February 1998, para. 107.
- (35) *Kudła v. Poland* [GC], paras. 149–160
- (36) *Boyle and Rice v. UK*, para .52.
- (37) 小畑、前掲書、216ページ。
- (38) 小畑、前掲書、219ページ。
- (39) *Golder v. UK*, para. 35; *Kaya v. Turukey*, para. 107.
- (40) ビルトハーバー、前掲論文、125ページ。
- (41) *Handyside v. UK*, Application no. 5493/72, Judgment of 7 December 1976; *Golder v UK*, para.45. Explanatory Report on Protocol No. 15, para. 9.
- (42) Draft Copenhagen Declaration, para.14.
- (43) Opinion on the draft Copenhagen Declaration,19 February 2018, para. 7.
- (44) *Broniowski v. Poland* [GC], Application no.31443/96, Judgment of 22 June 2004.
- (45) 具体的な内容は、徳川信治「欧州人権裁判所によるいわゆるパイロット判決手続き」『立命館法学』321・322号（2008年）、1690ページ以下。
- (46) この変遷については、徳川信治「欧州評議会閣僚委員会による判決執行監視手続き」、松田竹男ほか編『現代国際法の思想と構造 I 歴史、国家、機構、条約、人権』、東信堂、2012年、307ページ以下。竹内徹「ヨーロッパ人権裁判所判決の執行監視（1）（2・完）」『名古屋大学法政論集』265号（2016年）、1ページ以下および266号（2016年）、103ページ以下。ルチア・ミアラ（江島晶子訳）「新たに改革されたヨーロッパ人権裁判所における判決執行の監督」『比較法学』46巻2号（2012年）、115–122ページ。
- (47) Dean Spielmann, “The European Court of Human Rights: Master of the Law but not of the Facts?” *Speech to the British Institute of International and Comparative Law*, 6 November 2014.
- (48) Explanatory Report to Protocol No. 16 to the Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, para. 27.
- (49) ECHR – Analysis of statistics 2018 (2019), p. 7.
- (50) Peter Leuprecht, “The Execution of Judgments and Decisions,” in R. St. J. Macdonald et al eds., *The European System for the Protection of Human Rights*, Martinus Nijhoff, 1993, pp. 798–799.
- (51) 事態を包括的に処理できるはずの国家間申立ての制度が十分に活用されていないことを指摘したうえで、裁判所に事件付託を行なう検察官のポストを設置し、欧州評議会人権高等弁務官が、重大な人権侵害にかかわる問題を担うようにした。Council of Europe, Parliamentary Assembly Recommendation 1606 (2003), Areas Where the European Convention on Human Rights cannot be implemented, 23 June 2003.

- (52) 欧州ですらそうである以上、政治的不安定な状況が続いてきた地域ではなおさらである。米州人権裁判所の国際手続きで国家間申立てが選択的であるのは、そのためである。
- (53) Jörg Polakiewicz, “The Execution of Judgments of the European Court of Human Rights,” in Robert Blackburn and Jörg Polakiewicz eds., *Fundamental Rights in Europe: The European Convention on Human Rights and its Member States, 1950–2000*, Oxford University Press, 200, p. 73.
- (54) Scordino v. Italy (No. 1) [GC], Application no. 36813/97, Judgment of 29 March 2006.
- (55) 正当な満足による補償と国内法の改革によって、2017年に閣僚委員会による執行監視を終えている。Resolution CM/ResDH (2017) 289.
- (56) 佐藤哲夫『国際組織法』、有斐閣、2005年、368ページ。